



2026年1月27日(火)

小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

国外払いの源泉所得税の特例 「みなし国内払い」とは？

非居住者等への支払いには要注意！

経済のグローバル化が進む中で、中小企業でも、海外の非居住者や外国法人との取引が増えてきました。このような取引が増えると、支払事務に際して、源泉徴収義務が生じるケースが多くなります。いろいろと税法のルールの確認が必要です。

例えば、非居住者等の国内源泉所得の支払を行った場合、「納税地」はどう考えればよいのでしょうか？原則的には、「支払事務を取り扱う事務所等の所在地」が源泉所得税の納税地となります。この場合、「支払地」自体ではなく、「支払事務をどこで行っているか」が判断のポイントとなります。

「支払事務を取り扱う場所」とは？

次の事例は、国内源泉所得が「国内払い」で行われたものとして取り扱われます。

＜事例1＞

当社（内国法人）は、A国の外国法人から日本での特許使用許諾を受け、使用料を支払うこととなった。たまたま、役員がA国に出張するため、現地で支払った。

この場合、使用料の対価に源泉所得税（国内法では20.42%）が課され、支払事務（支払額の計算、支払資金の用意、支払の一連の手続）が国内で取り扱われたと考えます。源泉所得税の考え方では、この支払は「国

内払い」と判定され、支払月の翌月10日までに徴収額を納付する必要があります。

「みなし国内払い」とは？

ただし、支払が「国外払い」であっても、「国内払い」とみなされる場合もあります。

＜事例2＞

当社（内国法人）は、B国の外国法人が有する日本所在の土地の譲渡を受けた。譲渡対価は、当社のB国支店が現地で開設した銀行口座から外国法人の口座へ送金した。

この場合、土地の譲渡対価に源泉所得税（国内法では10.21%）が課されますが、支払事務を取り扱う場所が国外（B国支店）にあり、日本国内には源泉所得税の納税地は存在しません。ただし、支払者（当社）が国内に事務所等を有する場合（この事例では当社の本店が日本）は、国内で支払うものとみなして源泉徴収を行うこととなります（みなし国内払い）。このときの納期限は、支払月の翌月末日となり、通常の国内払いの翌月10日より少し猶予があります（海外送金や円換算など事務負担を考慮）。



相手とも
日本の源泉徴収の
情報は共有して
おきたいですね